

特定非営利活動促進法（NPO 法）の改正の概要・

三重県条例改正案及び三重県規則改正案の概要

※ 三重県条例は、三重県議会へ条例改正案の審議中です。まだ確定ではありません。
三重県規則も同様に、条例が確定してから決定します。（H24.2.15 現在）

1. 総則

（1）目的の改正

目的規定について、認定制度・仮認定制度の導入に伴って、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」という記述が加われました。

条例第 1 条 趣旨

この条例は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度及び認定特定非営利活動法人制度等の公正な運営の確保を図るため、法第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人等に関する事項について定めるものとする。

（2）活動分野の追加

これまでの 17 の活動分野に加え、次の 3 つの活動分野が追加されました。

- ① 観光の振興を図る活動
- ② 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ③ 法第 2 条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動

条例第 27 条 法別表各号に掲げる活動に準ずる活動

法第 2 条別表 20 号に規定する「法第 2 条別表各号に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動」として、次の 3 分野を追加します。

- ① 地域防災活動
- ② 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
- ③ 多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動

2. 認証制度の見直し

（1）所轄庁の変更

2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人については、これまで内閣府が所轄庁となっていましたが、主たる事務所の所在する都道府県に（一つの政令指定都市のみに所在するNPO法人については、当該政令指定都市に）移管されます。

（2）認証手続等の簡素化・柔軟化

- ① 縦覧期間中に軽微な不備に係る事項があった場合は、申請書の受理から1ヶ月間は補正が可能になります。

条例第2条 設立認証申請書類等の縦覧時における軽微な事項の補正

軽微な事項とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとし、補正を行うときは、補正書を知事に提出するものとします。

- ② 認証審査期間は、縦覧期間が終了した日から2ヶ月以内で都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めた場合は、その期間に短縮されます。

条例第3条 認証審査期間

三重県では、認証期間は縦覧期間終了後1ヶ月とします。

- ③ 社員総会の決議について、書面や電磁的記録による社員全員の同意の意思表示に替えることが可能になります。

条例第4条 社員総会の議事録

社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないものとし、法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次の事項を内容とするものとし、

- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- ④ 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定が削除されました(定款による代表権の制限で第三者に対抗することができるようになります)。

- ⑤ 定款の変更の際に、所轄庁への届出で足りる事項が追加されました。

- 役員の定数
- 会計に関する事項
- 事業年度
- 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）

- ⑥ 届出事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更に係る社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないとされました。

- ⑦ 解散時における解散公告について、「清算人の就任後2月以内に、少なくとも3回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化されます。

(3) 未登記法人の認証取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても設立を登記しないときは、認証取消の対象となります（合併の場合も同様）。

(4) 会計の明確化

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」(活動に係る事業の実績を表示するもの)に変更され、あわせて、設立時に作成する「収支予算書」が「活動予算書」に改められます(当分の間は収支計算書若しくは収支予算書で提出可能)。

また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的位置づけになります。

(5) 情報開示の充実

- ① 事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿)、最新の役員名簿及び定款等を、主たる事務所だけでなく、従たる事務所においても閲覧させることが必要になります。
- ② 所轄庁は、事業報告書等、役員名簿、定款等の閲覧に加え、これらの書類の謄写の請求があったときは、これらを謄写させることとされました。

条例第8条・規則 事業報告書等の閲覧又は謄写

事業報告書等の閲覧又は謄写の請求を行う場合は、「閲覧又は謄写請求書」により行うこととし、事業報告書等の謄写を請求する者は、謄写に要する費用を負担することとします。(白黒1枚10円、カラー1枚40円)

現行条例第5条 閲覧用書類の提出(削除)

知事が閲覧に供するための書類については、これまで現行条例第5条第2項で閲覧用書類の提出を定めていましたが、法人の書類作成の負担を軽減するために、同規定は削除します。なお、今後知事が行う閲覧及び謄写に供するための書類は、原則提出された書類の正本で行うこととします。

条例第23条 情報通信の技術を利用する方法による手続

法74条に規定される手続を、情報通信の技術を利用する方法で行うために必要な規定を整備し、NPO法人が、三重県電子申請届出システムにより届出、提出等の手続を行えるようになります。

条例第24条・規則 電磁的記録による保存(現行条例11条は削除)

次の書面は、情報通信の技術の利用し、電磁的記録による保存をしておくことができます(作成され又はスキャナで読み取られた電磁的記録を、NP

○法人の使用に係るパソコン上のファイル又は磁気ディスク等へ保存する方法を用います)。

- ① 法 14 条 (法 39 条 2 項において準用する場合を含む。) の規定による財産目録の備置き
- ② 法 28 条 1 項の規定による事業報告書等の備置き
- ③ 法 28 条 2 項の規定による役員名簿及び定款等の備置き
- ④ 法 35 条 1 項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
- ⑤ 法 54 条 1 項 (法 62 条 (法 63 条 5 項において準用する場合を含む。) 及び法 63 条 5 項において準用する場合を含む。) の規定による法 44 条 2 項 2 号及び 3 号に掲げる書類の備置き
- ⑥ 法 54 条 2 項から 4 項まで (これらの規定を法 62 条において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による法 54 条 2 項各号に掲げる書類、同条 3 項の書類並びに同条 4 項の書類の備置き

また、NPO 法人が電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面の作成ができる措置を講じなければならないものとします。

条例第 25 条・規則 電磁的記録による作成

次の書面は、情報通信の技術を利用し、電磁的記録による作成をすることができます (NPO 法人の使用に係るパソコン上のファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法を用います)。

- ① 法 14 条 (法 39 条 2 項において準用する場合を含む。) の規定による財産目録の作成
- ② 法 28 条 1 項の規定による事業報告書等の作成
- ③ 法 35 条 1 項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
- ④ 法 54 条 2 項から 4 項までの規定による法 54 条 2 項各号に掲げる書類、同条 3 項の書類並びに同条 4 項の書類の作成

条例第 26 条・規則 電磁的記録による縦覧等

次の書面は、情報通信の技術を利用し、電磁的記録による縦覧等を行うことができます (電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類を、NPO 法人の事務所に備え置くパソコン上の映像面に表示する方法又は紙その他の有体物に印刷して表示する方法を用います。)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 法第 28 条第 3 項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧② 法第 45 条第 1 項第 5 号（法第 51 条第 5 項及び法第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧③ 法第 52 条第 4 項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧④ 法第 54 条第 5 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による法第 44 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類並びに法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類、同条第 3 項の書類及び同条第 4 項の書類の閲覧 |
|---|

3. 認定制度・仮認定制度の導入

(1) 新たな認定制度の創設

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定を受けることができるようになります（現行の国税庁による認定制度は廃止）。

【認定の要件】

- ① 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト（PST）基準）として次のいずれかに適合すること
 - 相対値基準：経常収入金額のうち寄付金等収入額の占める割合が5分の1以上
 - 絶対値基準：3,000円以上の寄付を行った者が平均100人以上
 - 個別の条例指定：その事務所が所在する地域の地方団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人であること
- ② 活動の対象や便益の及ぶ者が会員等に限られるなどの共益的な活動が50%以下
- ③ 運営組織及び経理について適正であること
- ④ 事業活動について、一定の要件を満たしていること
- ⑤ 情報公開が適正にされていること
- ⑥ 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- ⑦ 法令違反、不正の行為などがないこと
- ⑧ 設立後1年を超える期間を経過していること

【認定の有効期間】

認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6ヶ月前から3ヶ月前までに申請を要します。

【認定NPO法人の情報開示等】

認定NPO法人は、以下の書類を事務所に備え置き、閲覧させなければなりません。

- 認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 前事業年度の寄付者名簿（備え置きのみ、閲覧の対象外）
- 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡に関する事項、寄付金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

（2）仮認定制度の導入

設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実に鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST要件を免除した仮認定（有効期間は3年間）により税制優遇を受けられる制度「仮認定制度」が導入されます。

経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定の対象になります。

条例第13・15・20条 認定NPO法人等の認定申請等

法44条第1項の規定による認定、法58条第1項の規定による仮認定を受けようとするNPO法人、法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、申請書を知事に提出しなければなりません。

条例第16条 非所轄法人の書類の提出等

三重県内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等のうち三重県知事が所轄するもの以外のもの（以下「非所轄法人」という。）が、法第25条第3項の定款の変更の認証を受けたときは、法第52条第2項の規定により、提出書を三重県知事に提出するものとします。

また、非所轄法人が、法第52条第1項の規定により法第23条（役員の変更等の届出）、法第25条第6項（定款の変更の届出）、法第25条第7項（定款変更登記完了の届出）、法第29条（事業報告書等の提出）の規定を読み替え

て適用する場合は、条例及び規則の規定により、届出書又は提出書を、三重県知事に提出するものとします。

さらに、非所轄法人の代表者の氏名に変更があったときは、法第 53 条第 1 項により、規則の規定により、届出書を提出するものとします。

条例第 17・18 条 役員報酬規程等の提出・助成金支給書類等の提出

法 55 条第 1 項の規定による書類（法第 54 条第 2 項第 2 号の書類については、既に当該書類を提出しており、その内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）の提出は、法第 54 条第 2 項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して 7 日以内に提出しなければならないものとします（事業年度初めの 3 ヶ月+7 日以内となり現行の認証 N P O 法人の事業報告書等の提出期限と同一です）。

法第 55 条第 2 項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合の法第 54 条第 3 項の書類の提出は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除く。）を行う場合の法第 54 条第 4 項の書類の提出は事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出の困難なときは、事後遅滞なく）行うものとします。

条例第 19 条 役員報酬規程等の閲覧等

法第 56 条の役員報酬規程等の閲覧又は謄写については、条例第 8 条の規定を準用します。

(3) 監督規定の整備

- 所轄庁は、必要に応じて、監督権限（報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し）を行使することができます。また、その他の事業から生じた利益が、特定非営利活動に係る事業に確実に充てられることを担保するため、必要に応じて、その他の事業の停止を命ずることができます。
- 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 N P O 法人等について、所轄庁による監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限（報告徴収及び検査、勧告、命令）を行使することができます。
- 所轄庁と従たる事務所所在地の知事が、関係機関と連携して監督できるよう、関連情報の通知などの仕組みを設けることとされます。

4. その他

(1) 施行期日

この改正は、平成24年4月1日から施行されます。